

募集 指定管理者の募集

図商工観光課☎43-5221、健康課☎43-5218、体育青少年課☎43-5234

下記施設では、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ることを目的に、平成20年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理を行っています。

今回、現在の指定管理期間満了に伴い、平成30年度からの指定管理者を募集します。

※詳しくは、市ホームページに掲載の募集要項等をご覧ください。

施設名	ゆとりつくクアハウス ゆとりつくクラブハウス	南あわじクア施設 「さんゆ〜館」	南あわじリフレッシュ 交流ハウス「ゆ〜ぶる」	南あわじ市温水プール 「サンプール」
所在地	湊77番地	神代社家2332番地	北阿万筒井1509番地1	八木寺内1612番地
指定期間	平成30年4月1日～平成35年3月31日（5年間）			
お問合せ	商工観光課 ☎43-5221	健康課 ☎43-5218		体育青少年課 ☎43-5234

お知らせ 防災行政無線の戸別受信機のランプの確認を!

図危機管理課☎43-5203

防災行政無線の戸別受信機のACランプは音声受信中に緑色で「点滅」しますが、待機時に受信状況が悪くなった場合も緑色で「点滅」します。

待機時にACランプが緑色で点滅する事象が頻繁に発生する場合は、設置場所を変更し受信状況を改善する必要がありますので、危機管理課までご連絡ください。

またACランプが点灯している場合でも、音声がつかれて聞こえにくい場合があります。

お知らせ 生活支援サービス従事者養成研修

図地域包括支援センター☎43-5237

南あわじ市では、高齢者が自立した生活を送るために掃除や買い物などの生活支援を行う従事者の養成研修を行います。

仕事や家事がひと段落して自分の時間に余裕ができた人、人の役に立つことをしたい人は担い手になってみませんか。本研修を受講することで担い手として働くための資格を得ることができます。

- ▽日時 11月17日(金)、24日(金)の2日間  
午前9時～午後4時
- ▽場所 市役所第2別館3階多目的ホール
- ▽参加費 無料
- ▽申込期間 9月1日(金)～10月31日(火)
- ▽申込方法 長寿福祉課地域包括支援センターにお越しいただくか、電話でお申込みください

ます。そういった場合も受信状況を改善する必要がありますのでご連絡ください。

そのほかのランプの点灯等については設置時にお渡しした「戸別受信機の各部の名前とはたらき」をご覧ください。



緑色に点滅していませんか?

お知らせ 高額介護サービス費の負担の上限額の変更

図長寿福祉課☎43-5317

高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担上限額を超えた時に超えた分が払い戻される制度です。

平成29年8月から同じ世帯の人が市民税を課税されている場合、これまでの月額3万7200円から4万4400円に変更となります。ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の人の利用者負担割合が1割の世帯の年間上限額は4万6400円に設定されています。

期間	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円
(変更) 市民税課税世帯の人	44,400円
世帯全員が市民税非課税	24,600円
・老齢福祉年金受給者	(世帯) 24,600円
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	(個人) 15,000円
生活保護の受給者など	15,000円

募集 子育てを応援したい人を募集

図子育て支援課☎43-5219

平成29年12月に開設する「南あわじ市ファミリー・サポート・センター」では育児の援助を行ってくれる会員を募集します!

乳幼児等の子どもの預かりの援助を受けた人、また援助を行いたい人がそれぞれ同センターに会員登録。同センターは両会員をつなぎ、地域ぐるみでの子育て支援をめざします。

- 提供会員の条件**
- ▽市内在住で子育て経験があり、自宅で子どもを預かることができる人
  - ▽心身ともに健康で子育てに意欲がある人
- 提供会員向け講習会**
- 会員になるには同センターが実施する講習(24時間程度)を受講する必要があります
- ▽日程 10月下旬～11月下旬
- ▽受講料 無料
- ※詳しい日程は後日連絡

火災発生件数が激増!

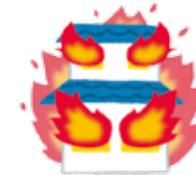
火の取り扱いにご注意ください

図危機管理課☎43-5203

7月末までの市内の火災件数は、昨年7件に対して、今年は27件と約4倍となっています。

また、島内においても、7月末時点で昨年の84件を上回る95件と多発しています。

次の火災予防のポイントを確認して、火災を起こさないよう心がけてください。



火災予防のポイント

- ・たばこの火は確実に消す
- ・家の周りに燃えやすい物を置かない
- ・コンロを使用しているときは、コンロの傍から離れない
- ・農業を営む上でやむおえず畦等の枯草を焼却する時は、その場を離れず、消火用の水を用意し、風の強い日には焼かない
- ・家庭ゴミや産業廃棄物を焼却することは法律で禁止されていますので、適切に分別して処理する

火災種別内訳 (7月末時点、島内95件)

種別	件数 (%)
その他の火災	57件 (60%)
建物火災	19件 (20%)
林野火災	12件 (13%)
車両火災	7件 (7%)

その他の火災の出火原因別内訳

種別	件数 (%)
枯れ草焼き	35件 (62%)
放火(疑い含む)	7件 (12%)
たき火	4件 (7%)
ゴミ焼き	4件 (7%)
不明	7件 (12%)

今月の納税

国民健康保険税……………【3期】  
固定資産税……………【3期】

納期限 **10月2日(月)**

《納期限内に忘れず納付しましょう》

しろあり・害虫駆除の専門店 Alice 広告

ホームドクターアリス

しろあり・ハチ  
ヤマトシロアリ・イエシロアリ  
いや〜な虫の駆除と予防

南あわじ市北阿万筒井76-1

☎55-0800

地元の業者にお任せを!  
気軽にご連絡ください。  
相談受付中

調査・見積  
無料!